

〔地区計画〕

理 由 書

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の平成30年4月1日施行に伴い、新たな用途地域として「田園居住地域」が創設され、建築基準法第48条、別表第2において項ずれが生じたため、「地区計画」を変更する。